

報告第28号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第15号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年7月17日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

みどりの地区の換地処分に係る換地清算金及び除草費用に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事由発生の日

平成28年2月3日

2 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■■■■■

■■ ■■ ■■

3 和解の概要

みどりの地区の換地処分に関し、土地の所有権がつくば市にあることを確認し、■■■■■■が負担した換地清算金及び除草に要した費用を支払うもの

#### 4 損害賠償額

金842,262円

#### 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金842,262円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、下記6の(1)から(6)までに掲げる土地の所有権がつくば市にあることを認め、つくば市が管理義務を負う。
- (4) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。

#### 6 土地の表示

- (1) 所在 つくば市みどりの一丁目  
地番 57番14  
地目 宅地  
地積 61.42m<sup>2</sup>
- (2) 所在 つくば市みどりの二丁目  
地番 14番8  
地目 宅地  
地積 220.01m<sup>2</sup>
- (3) 所在 つくば市みどりの二丁目  
地番 30番6  
地目 宅地  
地積 195.34m<sup>2</sup>
- (4) 所在 つくば市みどりの二丁目  
地番 30番7  
地目 宅地  
地積 24.70m<sup>2</sup>
- (5) 所在 つくば市みどりの二丁目

地 番 61番2

地 目 宅地

地 積 220.01m<sup>2</sup>

(6) 所 在 つくば市下萱丸字溜井向

地 番 401番2

地 目 山林

地 積 342m<sup>2</sup>